

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「重要事項説明書」に記載していますので、必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、しおりの7頁以降をご参照ください。また、ご不明な点については、組合までお問い合わせください。
加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。

I. 契約概要のご説明

1. 仕組み及び引受条件等

(1) 仕組み

この共済は、建物に保管中の農産物（乾燥・調製等の作業中のものを含みます。）や出荷等のために運送中の農産物が火災や自然災害、盗難などの様々な偶発の事故（注1）により損害を受けた場合に共済金をお支払いします。

（注1）具体的には、「(4) 共済金をお支払いする場合」を参照してください。

(2) 加入資格者

この共済の加入資格者は、農作物共済、果樹共済のうち収穫共済または畑作物共済（以下「収穫共済等」といいます。）に現在加入している組合員、または過去1年間において加入していた組合員です。

(3) 補償の対象（共済目的）

この共済の補償の対象は、組合事業規程で定める農産物（注2）であって、建物（注3）に保管中のもの（乾燥・調製等の作業中のものや、当該建物からの運送中または当該建物への運送中のものを含みます。）です。

なお、第三者から預った農産物は補償の対象外となります。

（注2）具体的には、このしおりの7頁「1. 共済目的の範囲」を参照してください。

（注3）ここでいう建物とは、原則として、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを独立して具備する建物です。

(4) 共済金をお支払いする場合

1) 共済金をお支払いする場合（共済事故）は、次のとおりです。

① 建物に保管中の農産物の場合

ア. 火災

イ. 落雷

ウ. 破裂または爆発

エ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。

- オ. 建物内部での車両またはその積載物の衝突または接触。
- カ. 給排水設備（スプリンクラー設備及び装置を含みます。）に発生した事故または加入者以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水または出水による水ぬれ。
- キ. 盗難（未遂を含みます。）による盗取またはき損、汚損
- ク. 騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為または破壊行為
- ケ. 自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象をいいます。）

② 運送（専ら運送サービスを提供する者による運送は除く）中の農産物の場合

- ア. 火災
- イ. 破裂または爆発
- ウ. 衝突、墜落及び転覆（荷崩れを除きます。）

2) 共済金のお支払い額

共済金のお支払い額は、共済金額を限度として農産物の損害の額をお支払いします。（地震等の事故の場合は、損害の額の30%をお支払いします。）

ただし、損害の額が1万円未満の場合は、共済金をお支払いしません。

(5) 共済金をお支払いできない場合

1) 次に掲げる損害に対しては、共済金をお支払いしません。

- ① 共済掛金等を払い込みいただく前に生じた損害
- ② 加入者またはその法定代理人の故意・重大な過失によって生じた損害
- ③ 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- ④ 共済目的の性質または瑕疵によって生じた損害
- ⑤ 戦争その他の変乱によって生じた損害
- ⑥ 原子力によって生じた損害

2) 次の場合には、共済金をお支払いしません。

- ① 損害が発生した場合の通知を怠り、または故意・重大な過失により不実の通知をした場合
- ② 損害の認定のための調査を妨害した場合
- ③ 共済金の請求に必要な書類に故意に不実のことを記載し、または書類を偽造・変造したとき
- ④ 損害防止義務の指示に従わなかった場合
- ⑤ 通知義務、告知義務、または重大事由による解除により契約を解除した場合

2. 共済責任期間

(1) この共済の責任期間（共済の契約期間）は、次の2つのタイプから加入者が選択します。

- ① Aタイプ：共済の責任開始日から連続する120日間。

② Bタイプ：共済の責任開始日から連続する1年間。

- (2) この共済の責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から責任終了日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までに共済掛金等を払い込みください。なお、共済責任期間は後日お送りする保管中農産物補償共済証券でご確認ください。
- (3) 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて共済掛金等を払い込みいただいた場合の責任期間は、払い込みいただいた日からの開始となります。なお、共済掛金等の払い込み前の事故については、共済金を支払いません。

3. 契約条件（共済金額等）

(1) 契約の単位

1品目1口ごとの契約となります。

(2) 共済金額の設定

共済金額は、1口当たり100万円単位でご契約ください。
なお、加入する口数に上限はありません。

4. 共済掛金等

共済掛金等は、Aタイプ（120日間）は2,500円、Bタイプ（1年間）は6,500円です。

II. 注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務

(1) ご契約時の注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）

契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。

加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【主な告知事項】

① 農産物を保管する建物の情報

建物の用途、構造、所在地、所有者及び管理者

② 他の保険または共済契約等に関する情報

保管中または運送中の農産物を補償の対象とする他の保険契約または共済契約

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）

ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正

があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご通知ください。

ご通知がない場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行いますが、変更ができない場合は、ご契約の全部または一部を解除する場合があります。

【主な通知事項等】（加入申込書の☆印以外の事項）

- ① 農産物を譲渡する場合（ただし、出荷する場合は除きます。）
- ② 農産物を保管する建物を別の建物に変更する場合
- ③ 農産物を保管する建物が損害を受けた場合
- ④ 農産物を保管する建物を解体、改築・増築、修繕または構造変更する場合
- ⑤ ①～④以外に、農産物の危険が著しく増加した場合

2. 損害防止義務

契約者には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したときまたはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。

なお、損害防止義務を怠ったときは、共済金をお支払いできない場合があります。

3. 重大事由による解除

次の場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせようとした（未遂を含みます。）こと。
- (2) 共済金の請求について詐欺を行う（未遂を含みます。）こと。
- (3) 組合のご契約者に対する信頼を損ない、契約の存続が困難となる重大な事由があった場合。

4. 農業共済組合の解散時等の取扱い

＜建物共済及び農機具共済の重要事項説明書の内容に準じて記載する＞

Ⅲ. その他のご注意点のご説明

事故が起こった場合の手続き等

(1) 事故が起こった場合の手続き

- ① 事故が発生した場合は、遅滞なく組合にご連絡ください。
- ② ご契約者は、組合から提出を求められた共済金請求書などの書類を作成し、提出してください。
- ③ 組合は、事故による損害があった農産物について必要な調査をすることができます。
- ④ 事故の通知を怠ったり、故意・重大な過失によって不実の通知をし、また正当な

理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払できない場合があります。

(2) 共済金をお支払いした後の共済契約

共済金をお支払いした後においても、共済契約は共済責任期間の終了日まで継続します。

個人情報の取扱いについて

この共済契約に関する個人情報は、組合が行う事務手続き等での利用以外に、共済(保険)商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあるほか、共済金の支払手続きのために、第三者への情報提供を行う場合があります。

また、組合は、共済金支払責任の全部を全国農業共済組合連合会の保険に付していることに伴い、この共済契約に関する個人情報を全国農業共済組合連合会に提供することがあります。